

令和4年度

第8回 佐々町農業委員会総会議事録

令和4年11月25日（金）

佐々町農業委員会

令和4年11月 第8回 佐々町農業委員会総会議事録

1. 招集年月日 令和4年11月25日（金）午後1時00分
2. 招集場所 佐々町役場 3階第1会議室
3. 開 会 令和4年11月25日（金）午後1時00分

4. 出席委員 (15名)

議席番号	氏 名	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
1	・野 裕 君	2	濱野 努 君	3	池田 義 君
4	藤永 茂 君	5	築城 武美 君	6	和田 貞子 君
7	坂口 隆英 君	8	藤永 九市 君	9	寶持 雅祥 君
11	井手 俊博 君	12	山下 夕見子君	推進委員	福田 庄治 君
推進委員	筒井 浩一 君	推進委員	玉置 義則 君	推進委員	大瀬 敏幸 君

5. 欠席委員 (3名)

議席番号	氏 名	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
10	池田 晴良 君	13	濱野 卓也 君	推進委員	林 勇作 君

6. 職務のための出席者職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名	職 名	氏 名
書記	立石 徹 君				

7. 議事録署名委員

議席番号	氏 名	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
9	寶持 雅祥 君	11	井手 俊博 君		

8. 本日の会議に付した案件

(1) 会長挨拶

(2) 議事録署名委員の指名

(3) 報告事項

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について（2件）

報告第2号 非農地判断の取消について（4件）

(4) 審議事項

第27号議案 農地法第5条第の規定による許可申請書について

第28号議案 農地法第5条第の規定による許可申請書について

(5) 協議事項

○佐々町農業振興地域整備計画変更に係る意見聴取について

(6) その他

①12月定例会の日程について

②その他

事務局書記（立石 徹君） 皆さん、こんにちは。定刻となりましたので、ただいまから令和4年度第8回佐々町農業委員会の総会を開会いたします。

それでは、初めに、吉野会長から御挨拶をお願いいたします。

会長（吉野 裕君） 皆さん、こんにちは。朝夕だいぶんひんやりしてきました。昨日はぽかぽかで暖かかったけど、寒暖差がだんだんひどくなってきております。来週、来月になればちょっと寒くなるような予報も出ております。

今年の佐々のライスセンターの集荷実績がでております。最終集計は佐々が52件、小佐々が10件、62件で、両方合わせた数量が23万1,693キロの持ち込みで、出荷量が佐々3,170袋、小佐々360袋、（聞き取り不能）米が佐々918袋、小佐々が226袋と現在のところになっております。最終的には微調整があるかと思えます。

そしてまた、この後、地区別農業委員研修も予定されております。長時間の会議になるかと思いますが、よろしくをお願いいたします。

事務局書記（立石 徹君） ありがとうございます。

本日の出席委員は11名です。池田晴良委員と濱野卓也委員から欠席の報告があつております。

最適化推進委員については4名出席です。林委員から欠席の報告があつております。

委員は定足数に達しておりますので、総会は成立していることを報告いたします。

佐々町農業委員会総会会議規則第6条の規定により、議長は会長が務めることとなっておりますので、議事の進行を吉野会長をお願いいたします。

会長（吉野 裕君） 案件につきましては、佐々町農業委員会総会会議規則第3条により、附議事項はあらかじめ通知しておりましたので、この日程でよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

会長（吉野 裕君） これより議事に入ります。

まず、日程2、議事録署名委員の指名を行います。佐々町農業委員会総会会議規則第27条の規定に基づき、議長が定めることとなっておりますので、9番、寶持委員、11番、井手俊博委員を指名しますので、よろしくお願いいたします。

それでは、日程3、報告事項に入ります。

報告第1号、農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局の説明を求めます。事務局書記。

事務局書記（立石 徹君） 資料の1ページをお願いします。

こちらが、農地法第18条第6項の規定による通知書となっております。賃貸人、○
○○○、○○○○。賃借人、○○○○、○○○○。土地の所在地、佐々町木場免字鳥出

538の3、地目、田、面積803㎡となっております。

場所につきましては、資料の3ページをお願いします。航空写真を付けております。こも場所が非常に分かりにくいですが、その写真の一番下に白い建物があると思うんですけれども、これが木場の〇〇〇〇さんの牛舎になりまして、該当地がその一番上の青で囲んだ部分になるんですけれども、ちょっと写真には載ってないんですけれども、惣勘田のため池の付近ですね、ため池の耕作道の脇の場所になります。

資料4ページに契約書も付けております。今年の1月1日から4年契約ということで契約を結んでいらっしゃいました。今回、解約になったのが、この申請者の〇〇〇〇さんがお父さんの土地を相続されまして、この該当の農地以外の山林とかいろいろ持ってらっしゃるんですけれども、その土地を今、処分というか、売買等を検討していらっしゃいまして、そのための今回、解約というところでございます。

続きまして、資料の5ページをお願いします。合意解約の2件目でございます。賃貸人、〇〇〇〇、〇〇〇〇。借借人、〇〇〇〇、〇〇〇〇。土地の所在地、佐々町市場免字倉前77の1、地目、田、現況、畑、1,112㎡。場所につきましては資料の7ページになります。該当地を赤で囲んでおります。その赤の右下にある建物が〇〇〇〇とか〇〇〇〇になります。契約書資料を8ページに付けております。こちらについても今年の1月1日から4年の契約となっておりますが、賃貸人の〇〇〇〇さんがこちらの農地もちょっと処分等検討しているということで、具体的な話はまだ何もないとのことですが、そういった理由で合意解約に至ったものです。

報告第1号については以上になります。

会長（吉野 裕君） この件について何か御意見、御質問はありませんか。8番。

8番（藤永 九市君） 恐れ入ります。今、報告第1号ですね、1件目の件について、ちょっと補足しておきたいと思えます。

今、事務局のほうから説明がございましたが、この件につきましては、おっしゃるとおり本年の1月にして、もはや合意解約かというふうに感じられるわけですが、お話のようにこの相浦でお住いの〇〇〇〇さん、御存じかと思えますけれども、〇〇〇〇さんが、もうどのくらいになりますかね、お亡くなりになってから相続をして、全てをその〇〇〇〇〇さん、既に嫁いどらすとですけど、その方が相続人ということでこういうことで上がってきているわけですが、延べ面積全て農地だけでも2町3反、230アールの面積、あるわけですね。それを全て処分したい、どうしようもないから、後継者もないし、自分たちで今の立場から作付ける、無理な話であるから、どうしても売りたいというふうなことで、地元人としまして御相談をいただきました。そういうこともあって、事務局と共に

ちょっと協力をいただきながら調べてみましたところ、ここの部分だけが今、上がっております合意解約をしないとそういう形で望めないということで、まずこれを整理してからということでございます。

そういったことで、それぞれ登記謄本の証明書とか何とかもそろえながら準備を進めておられる状況にあります。従いまして、今日これを皆さん御理解いただければ、あともって今年度か、あるいは来期にかけてか、何せ広いものですからね、やがてこの第3条をもって申請がなされるだろうというふうになっておりますので、そういった事情でこういう形で合意解約されたということでございますので、事務局に代わりまして補足しておきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

以上でございます。

会長（吉野 裕君） ありがとうございます。

ほかにありませんか。3番。

3番（池田 邦義君） ちょっと事務局にお尋ねします。この〇〇〇〇君の借りてるところの2筆ですね、これ全部農振地域なんですか、そこら辺ちょっと聞きたい。

事務局書記（立石 徹君） すみません、今のお尋ねですけれども、木場免の鳥出の方は農振地域に入っております。

3番（池田 邦義君） 入ってる。

事務局書記（立石 徹君） 入ってます。市場免のほうは農振地域ではありません。（私語あり）

3番（池田 邦義君） 木場のほうが入とっちゃろ。

事務局書記（立石 徹君） 木場は入ってます。

3番（池田 邦義君） 地域に入るとるやろ。2番目の市場免が入ってない。

事務局書記（立石 徹君） 2番目の市場免は入ってない。

会長（吉野 裕君） ほかにありませんか。

ないようですので、報告第1号を終わります。

次に、報告第2号、非農地判断の取消について、事務局の説明を求めます。書記。

事務局書記（立石 徹君） 資料の9ページをお願いします。今回、非農地判断をした農地が4件ございます。まず、1つ目の口石免字弓田6の1、地目田、面積403㎡所有者、〇〇〇〇、非農地判断、令和4年2月25日、取消理由、耕作予定。こちら場所につきましては資料の10ページをお願いします。こちらにつきましては、真ん中の右のほうに青で囲んだところが該当地になります。こちらにつきましては先ほど出た〇〇〇〇さん、木場の〇〇〇〇さんの先ほどの牛舎が左の50と書いてあるところですね、白い部分はその牛舎

になります。この付近になります。

続きまして、2番目の、口石免字弓田16、地目、畑、登記簿面積300㎡、〇〇〇〇、非農地判断、令和4年2月25日、取消理由、耕作予定。こちらにつきましては、場所が資料の11ページになります。これが今言ったすぐ近くになります、牛舎のそばになります。

続きまして、3つ目が栗林免字小池田530の1、地目、田、面積147㎡、所有者は〇〇〇〇、非農地判断、令和4年2月25日、取消理由、耕作予定。場所につきましては資料12ページをお願いします。これも青で囲んだところが該当の場所になります。こちらにつきましては、下に道路があると思いますけども、中学校の裏から上がって行って、その下の道路を右折したら農業体験施設の方に上がる道ですね、右折せずにまっすぐ行ったところの付近になります。

今言った3つの農地は、先ほど取消理由を耕作予定と申し上げましたが、令和3年度の非農地通知発送後、今年度になりまして所有者から耕作をしますと連絡があったものでございます。最初の3件ですね。

最後の4件目ですけど、平野免字佛石681の1、地目、牧場、登記簿面積6,650㎡、所有者〇〇〇〇。非農地判断、令和4年5月26日、取消理由、非農地としては認められない。場所につきましては資料の13ページになります。〇〇〇〇の一番上の部分になります。こちらにつきましては、5月に非農地の申し出が生まれて、農業委員会として非農地として判断したものでございますけども、この〇〇〇〇さんが法務局に行かれて地目を変えようとしたところ、法務局では認められなかったというところがございます。理由につきましては、使っていない牛舎が、残骸というか、が残ってまして、法務局としてはその牛舎がある限り、建物がある限りは非農地として認められないということでした。

以上の4件、非農地判断とさせていただきました。

説明、以上になります。

会長（吉野 裕君） この件について、何か御意見、御質問ありませんか。8番。

8番（藤永 九市君） 今、非農地取消ということ、お話がございましたけどもね、直接、このことではございませんが、これまで何年にわたって皆さん方、お互いにパトロールをしまして、その結果を踏まえてどういうふうな判断するかちゅうか、非農地として認めるという形の中、提案をしここで皆さんに審議を仰ぎながら決まったっていう形ですと流れが来ているわけですね。そういう中で、今、お話が生まれたように、法務局でこういう理由で認められないということで、これが言われましたけども、意外にもその非農地通知をそ

ういうふうにして自分でちゃんと法務局に行って了解いただいてこういう形であればもう何も言うことないんですけども、非農地通知を出していながら法務局に行っていない例がたくさんあると思うんですよね。あると思う、それぞれ聞いてみましても法務局まで行くのに大変だからとか、それぞれの理由でどこに直したか分からんちゅう人がかなりある、聞きよったらですね。だから、恐らく私達の木場ばかりじゃないだろうと思いますけども、町内のそういったそれなりに判断した中で出てきてるものも各地区にもあるんじゃないかなというふうに予想されるんですけど、その辺は事務局としては把握しとらすとですかね。どんなですか、その後。そういう点が出てきてるもんか、何もそのほか何も沙汰がないもんか、全くその辺がつかめていない点があるんじゃないかなという気がしてならないんですけどもね。その辺はどんなもんですか、ちょっと事務局にお尋ねしたいと思いますが。

以上です。

会長（吉野 裕君） 書記。

事務局書記（立石 徹君） 委員御指摘のとおりですね、非農地通知を出した後にまだ法務局に行かれてない方というのは実際多いと思うんですけども、その数だとかは事務局としては把握できておりません。

以上になります。

8番（藤永 九市君） 会長、どう思います。そういうことでね、せっかく農業委員会で皆さん、一生懸命して、そういうふうにした中にもそういうふうな手続がされていないということであればですよ、今後の問題でもあると思うんですよ、何の意味で何しよるか分からんような状況に。せっかく農業委員会でそういうふう判断しながら、本人宛にちゃんと通知をして、法務局へ行きなさいというまでちゃんとしているんですよ、それがされてないっていうことであれば、またそういうのもずっと、また同じようにパトロールの対象になっていきますから、その点も出てきますしね、今言いますように、基本的に、パトロールの意味がない、そしてここで非農地をどうするか、こうするか、認めるかって審議も意味をなさないような気がしてならないんですから、これ一つの課題ではないかなと思っています、農業委員会の事業の中の。だからその点もよく踏まえて、皆さん、お互いだと思えますけども、その点、どういうふう指摘するのも、本人に調べてみて、あんたしとらんやろっていうふうに地元委員さんが指摘してするものか、あるいはこういうふうにして取消ちゅうて出て上がってくれば問題ないでしょうけども。その点も一つの課題として今後やっぱり見直すちゅうか、しっかり検討していく必要があるんじゃないかと思えますから、この案件が出ましたから、ついでに申し上げた次第ですので、今後ともよろしく願います。

以上です。

会長（吉野 裕君） 休憩します。

（休 憩 1 3 時 5 5 分）

（会議再開 1 4 時 0 0 分）

会長（吉野 裕君） 会議を再開します。

これで、報告第2号を終了いたします。

次に、日程4、審議事項に入ります。

第27号議案、農地法第5条の規定による許可申請書を議題といたします。

事務局の説明を求めます。書記。

事務局書記（立石 徹君） 資料の14ページをお願いします。

議案第27号、農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について、
県知事許可分でございます。朗読説明させていただきます。

土地の所在地、北松浦郡佐々町石免字古堂683番9、登記地目、田、現況、休耕、
登記面積969㎡、譲受人〇〇〇〇、〇〇〇〇、建設業宅建業。譲渡人、〇〇〇〇、〇〇
〇〇、会社員。転用目的、建売住宅、施設の概要、4棟、212㎡、農地区分、2種で
ございます。

続きまして、資料の15ページをお願いします。こちら許可申請書になっておりまして、
転用計画としては令和5年12月31日までの工事ということになっております。続いて
場所ですけども、資料の18ページをお願いします。赤で囲んだ場所が申請地になります。
平田のため池のそばですね、こちらにつきましては、今回の申請地の隣に今回と同じ〇〇
〇〇さんが建売住宅を建設をされておりました、あと1棟、2棟が建設中でまだその分も
終わってないところでございます。

続きまして、資料の19ページをお願いします。こちら地籍図になりまして、該当地を
赤色で囲んだ部分になりますけども、公衆用道路、雑種地や水路に囲まれた場所になりま
す。資料の20ページが現況の写真になります。

続きまして、資料の22ページをお願いします。被害防除計画書になります。造成計画
の内容につきましては、最高1.8mの盛土を行うことになっております。また、それに
伴う被害防除措置としては擁壁を設けて土砂流出を防止するという事です。

続きまして、排水関係の件ですけども、資料の27ページを合わせて見ていただければ
と思います。雨水につきましては水路放流となっております。青で水路の動線経路を示さ
れております。道路側に側溝がありまして、そちら側に流すとなっております。汚水等に
つきましては、こちら下水道区域になりますので、この図面で言うと赤の経路で下水に放

流ということになっております。建物の高さについては7.5m程度に加減をするということですが。

続きまして、資料の28ページ、29ページにつきましては、住宅の平面図、立面図となっております。今回は2階建ての住宅が4棟建設されるということでございます。

議案第27号についての説明は、以上になります。

会長（吉野 裕君） 地元委員の説明をお願いします。4番。

4番（藤永 茂君） ただいま事務局から説明がありましたように、場所のほうは口石の信号から上がって〇〇〇〇のところから〇〇〇〇のほうに向かって上がって行ったところですが。2年前に造成工事がありまして、ほぼ宅地が建売住宅終わっております。今回、その続きの土地を宅地化するということです。周りには水路を挟んで、農地がありますけれども、特にそちらのほうの農地に対しては問題はありません。ただ、雨水は側溝を使って川のほうに流すということと、下水道も完備しておりますので、特に問題はありませんので、周りの農業者の方に迷惑をかけることはないというふうに判断いたしました。11月8日の日に池田委員とそれから業者、農業委員、事務局と立会いをしました。特に問題はなかったもので御審議お願いいたします。

会長（吉野 裕君） この件について、何か御意見、御質問はありませんか。5番。

5番（築城 武美君） 5番です。16ページの登記簿謄本を見させていただきたいと思うんですが、16ページの登記簿謄本には、所有権移転の仮登記がなされておまして、これは条件付きですがけれども、第3条の許可〇〇〇〇さんが3条の農転の手続をすれば〇〇〇〇さんのものになるという仮登記でございます、売買で。私が心配するのは、〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんの間では、売買の意思表示が既にされたものがここに仮登記としてあって、3条の許可が下り次第、これは有効になるという話の登記なんですね。そここのところは事務局のほうでちょっと調べてみますという話を五役会の中で聞いたんですが、結果としてこの任意の御本人たちの話はなかったものになったという解釈でよろしいのでしょうか。

会長（吉野 裕君） 書記。

事務局書記（立石 徹君） 今、委員さんが言われた件で、五役会でこの話になりまして、すみません、今回の資料にちょっと付けそびれてしまったんですけど、この仮登記をされている〇〇〇〇さんから今回の農地転用の話を承諾するということの承諾書をいただいております。

5番（築城 武美君） 了解しました。

会長（吉野 裕君） ほかにありませんか。

ないようですので、採決をいたします。第27号議案について、転用やむなしと思われる

る方の挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

会長 (吉野 裕君) ありがとうございました。挙手多数ですので、転用やむなしということで県に進達いたします。

次、28号議案、農地法第5条の規定による許可申請書について、を議題といたします。事務局の説明を求めます。書記。

事務局書記 (立石 徹君) 資料の30ページをお願いします。

議案第28号、農地法第5条の規定による農地等の所有認定許可申請承認について。こちら県知事許可分でございます。

土地の所在地、北松浦郡佐々町皆瀬免字樫付444番地、登記地目 畑、現況地目 休耕、登記面積717㎡、譲受人、〇〇〇〇、〇〇〇〇、不動産業。譲渡人、〇〇〇〇、〇〇〇〇、農業。転用目的、建売住宅、3棟でございます。114.27㎡、非農地区分2種。

場所につきましては、資料の33ページをお願いします。ちょっと遠い写真しかなくてですね、先月非農地申出がでて、非農地と判断させていただいた〇〇〇〇からあがったところの農地になります。すみません、資料の36ページに航空写真を付けております。その左側に伸びてる道が、行ったら〇〇〇〇があるところになります。

すみません、資料戻りまして35ページをお願いします。こちらが地籍図になります。申請地は黄色で囲んだ部分になりまして、町道や〇〇〇〇さんが所有の墓地、畑、それから宅地で囲まれた部分になります。現況写真については37ページから40ページになります。

続きまして、資料の41ページをお願いします。被害防除計画書になります。造成計画につきましては、まず盛土が最高0.78m、最低0.42m、切土が最高0.69m、最低0.42mで行うところですので。それに伴いまして防護柵をもうけ隣地の被害がでないよう対策を行うということです。排水関係につきましては、42ページを併せて見ていただければと思います。42ページの青で示してる部分が雨水の経路でございます。農道のほうに側溝がございまして、そちらに雨水が流れていくと。排水につきましては緑で示した部分になります。こちらにつきましては、合併浄化槽で排水するということになっております。また、建物の高さを7.7m程度に加減して日照通風耕作の影響が出ないようにするとなっております。

44ページに平面図と立面図を付けております。こちらについて2階建て3棟建てられるというところの計画でございます。28号の説明は、以上になります。

会長（吉野 裕君） 地元委員の説明をお願いします。

事務局書記（立石 徹君） 大瀬さん、よろしいでしょうか。

推進委員（大瀬 敏幸君） そのときに濱野さんと立会いをして、問題ないという意見が出ましたので、皆さん、よろしく願いいたします。

会長（吉野 裕君） この件について何かご意見ご質問等ありませんか。

ないようですので、採決をいたします。第28号議案について転用やむなしと思われる方の挙手をお願いします。

（ 賛成者挙手 ）

会長（吉野 裕君） 挙手多数ですので、転用やむなしということで県に進達いたします。

次に、日程5、協議事項について。佐々町農業振興地域整備計画変更に係る意見聴取について、事務局から説明をお願いします。

事務局書記（立石 徹君） 資料の45ページをお願いします。こちらにつきましては、佐々農業振興地整備計画の変更に係る意見聞き取りについてということで、町長から農業委員会会長宛で貴職の意見を伺いますということになっております。資料の46ページをお願いします。こちらが佐々農業振興地域整備計画の変更計画書となっております、変更番号4の1、申請人、〇〇〇〇、申請人住所、〇〇〇〇、申請地所在地、佐々町野寄免字榎ノ元434番1、除外面積1,701㎡、現況地目、田、除外目的、宅地となっております。

続きまして、資料の48ページをお願いします。こちらが農業振興地域農用地区域除外申請となっております、申請人、〇〇〇〇、〇〇〇〇、変更理由、現状本申請地には農業用水を引くことができず米の作付ができない状態です。また、当該地は公道や学校に近く、生活の利便性が取れることから、宅地に適していると考えたところ、〇〇〇〇から宅地化の相談がありました。このことから、宅地として利用していただきたいと考え、今回、申請をいたしますということです。

場所につきましては、資料の49ページ、資料の50ページを御覧ください。町道神田線から〇〇〇〇さんの方に上がる道があると思います。そこにあがっていただいて、〇〇〇〇さんを過ぎてちょっと進んでいただくと右折する道があると思います。その右折をしたら〇〇〇〇さんの御自宅になりまして、その〇〇〇〇さんの御自宅のすぐそばの農地になります。

資料の52ページをお願いします。こちらが地籍図になります。赤で囲んだ部分が申請地でございます、申請地の周囲が〇〇〇〇さんの原野や公衆用道路で囲まれた農地となっております。

資料の53ページから57ページまでが現況の写真となっております。56ページ写真

⑥の左下にガードレールがあると思いますけれども、そのガードレールが途切れたところの奥の部分の道路が進入路となっております。57ページの資料の⑧が全然分かりやすいですね、ここから農地に入る進入路になります。

資料の58ページをお願いします。こちらは水利権者の承諾書となっております。

続きまして、資料の63ページをお願いします。被害防除計画書になります。造成計画としては最高1.5mの盛土を行う、そしてそれに対する被害防除措置として擁壁を設けるとなっております。

排水計画につきましては、今後、農地転用がまた上がってくると思いますが、今の段階では資料の69ページに示しておりますけれども青で動線をしてるのが雨水の経路、農地の端に水路がありますけれども、こちらに流すと。汚水につきましては、こちらの下水道につながるということになっております。

すみません、資料の68ページをお願いします。こちらの図面を見ていただきますと、申請地の中に5つ区分けされてると思います。数字で1、2、3、4、5と書いてあると思いますけれども、こういった形で住宅が建つということの計画でございます。

説明は、以上になります。

会長（吉野 裕君） 地元委員さんから何かありませんか。17番。

17番（筒井 浩一君） 先刻、22日でしたかな、事務局と池田委員さんと私とでちょっと現場を見に行きました。この土地は用水は細くなったほうから100のパイプでずっと引張ってきて水を取りよらしたですもんね、そしてようここは干上がって米、よく取れらんやったですね、私も一応、同じ町内会で、そして生産組合で同じ人やったもんやけん、前の〇〇〇〇さんですか、もう亡くならしたですけど。このときはあんまり農地としては活用できんかなとは思っておりました。そして、また〇〇〇〇さんにも聞いたら、今、もう80ぐらいになってから、耕作ってしきらんばいって言われるもので、やっぱり土地を活用するなら何か別な活用したほうがいいんじゃないかと私は思っております。

段差の3段ぐらいあります、あと埋めたりなんだりさすと思いますけど、それはそれで十分に活用していかれるんじゃないかと思っております。よろしくをお願いします。

会長（吉野 裕君） この件について何か御意見、御質問はありませんか。

ないようですので、委員会としては計画の変更をやむを得ないと判断することの回答でよろしいでしょうか。

（ 「異議なし」 の声あり ）

会長（吉野 裕君） そのように回答いたします。

次に、日程6、その他に移ります。事務局、お願いします。

事務局書記（立石 徹君） 事務局からその他説明させていただきます。

① 12月の定例会の日程につきましては、まず、五役会が12月16日金曜日1時30分から役場2階会議室で行います。総会につきましては23日の金曜日の1時30分から3階第1会議室、こちらの会議室で行います。23日の総会后ですね、ちょっと時間はあくんですけど、18時から忘年会を開催したいというふうに思っております。

① 番の説明は、以上になります。

会長（吉野 裕君） 皆さんのほうから何かその他で何か御意見がある方は今。

8番（藤永 九市君） その他の件です。総会、23日。あともって忘年会って話がございましたけどね、ちょっとこれが、休憩して忘年会とか何とか、公の場で審議する内容じゃないですから、切り離して発言すべきだところ思ってる。せつかくですから、忘年会の予定をされてる、分からんでもないですけども、第8波がどんどん、どんどん、増えてきている。そういう中で先取りしていろいろ聞きよれば、忘年会、早めにしたりなんだりという状況下に今、あるんですね、そういう環境下にあります。そういう中で、うちだけ忘年会をしていいもんかなどうかなと非常に心配になってきました。それと同時に、私、ちょっと個人的な考えですけども、今日、局長がおりませんから、局長は課長と兼務ですから、農林水産課のね、農林水産課の中にも関係者もおられますけれども、認定農業者の総会、書面決議、今日まで出しまして、書面決議ですね、それはコロナの関係で、私、逆に言いますと、そういう大事な問題は何かそがんとだけはもうコロナに任せて、コロナ禍で中止して書面にしていっちょけつていうような、取れるんですね。そういうふうに考えますと、やっぱり大事なもんはちゃんとして、そしてしてもいいか、悪いか、忘年会等も含めてここで話してもなんですけど、そういうのはちゃんと決めてやる。ちょっと考えて、そういうふうに関係がないようですけども、ちょっとそういう点から考えると、どちらが大事なかなという気がしないでもないんですね。だから、やっぱりその点もよう考えて、早う予約せんばけん早う決めらすとでも分からんでもないですよ。そういうところが、ちょっと私はおかしいなと思います。皆さん、どう思われるかしれませんが、非常に大変な時期、3年も経過して、またコロナ禍が、どんどん、どんどん、第8波ができてきよる中で、もう慣れっこになってしまっただけ、何かもう、そういうこと考えると、やっぱり注意することは注意してもらわんと慎重にこと、慎重に進めていかんばならんじゃないかなと思いますから、忘年会の話が出たから申し上げただけで、それでもちゃんとしますよということであればいいでしょうけど、万が一ということも考えにやならんですからね、もうちょっと検討機会もあって欲しいんじゃないかという気がしますけど、いかがですか、会長なり、

事務局としてどう思います、今のも私の私見です。（ 私語あり ）すみません、そういうことです。

会長（吉野 裕君） ちょっといろいろ議事の進め方で、気になる点だと思います。一旦中断して思い思いの意見をいただければと思います。

休憩いたします。

（ 休 憩 1 4 時 3 3 分 ）

（ 会議再開 1 4 時 4 0 分 ）

会長（吉野 裕君） 会議を再開いたします。

日程6、その他の説明が終わりましたので、6つの案件すべて終わりました。

本日の会議を閉会いたします。

（ 閉 会 1 4 時 4 1 分 ）